

## 生駒市条例第17号

生駒市火葬場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

生駒市長 山下 真

### 生駒市火葬場条例の一部を改正する条例

生駒市火葬場条例（昭和49年4月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表火葬の項中「6,000円」を「10,000円」に、「50,000円」を「80,000円」に、「3,000円」を「5,000円」に、「25,000円」を「40,000円」に、「1,500円」を「2,500円」に、「15,000円」を「25,000円」に、「1,000円」を「1,700円」に、「10,000円」を「17,000円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市火葬場条例別表の規定は、平成26年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。